（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第三十八条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「国立学校」の下に「、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）」を加える。

（スポーツ基本法の一部改正）

第三十九条　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）」を加える。

（総合特別区域法の一部改正）

第四十条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第六項第二号」を「第三項第二号」に改め、「。以下この条において「認定市町村」という。」、「若しくは第二項」、「第十三項において「工場立地法準則」といい、」及び「。以下この条において「地域産業集積形成法」という。」を削り、「又は地域産業集積形成法」を「又は同法」に改め、「（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。）」を削り、同条第二項中「この条」を「この項及び次項」に、「といい、認定市町村である市が定めるものに限る」を「という」に、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「受けた」の下に「工場立地法第六条第一項に規定する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項中「（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」といい、市が定めるものに限る。）」を削り、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に、「第二十三条第六項」を「第二十三条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項から第十五項までを削る。

（総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　施行日前であって前条の規定による改正前の総合特別区域法第二十三条第二項に規定する国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行の日前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は旧昭和四十八年改正法附則第三条第一項の規定による届出であって施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第四十二条　東日本大震災復興特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第六項第一号」を「第三項第一号」に改め、「。以下この条において「認定市町村」という。」、「若しくは第二項」、「第十三項において「工場立地法準則」といい、」及び「。以下この条において「地域産業集積形成法」という。」を削り、「又は地域産業集積形成法」を「又は同法」に改め、「（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。）」を削り、同条第二項中「この条」を「この項及び次項」に、「といい、認定市町村である市が定めるものに限る」を「という」に、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「受けた」の下に「工場立地法第六条第一項に規定する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項中「（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」といい、市が定めるものに限る。）」を削り、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項から第十五項までを削る。

第四十三条　施行日前であって前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第二十八条第二項に規定する復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行の日前に都道県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は旧昭和四十八年改正法附則第三条第一項の規定による届出であって施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第四十四条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項第三号中「第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林」を「第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林若しくは同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前項第二号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の指定の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第四十五条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「」を「」を「」及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第四十六条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第七号中「次条第三項第十一号」を「次条第三項第十二号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第三項第十号」を「第三項第十一号」に改め、同条第二項第五号中「第二十六条の二第四項各号のいずれか」を「第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号」に改め、「保安林」の下に「（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第九号において同じ。）」を加え、同条第三項第八号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第九号中「第二十六条の二第四項各号のいずれか」を「第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

第四十七条　東日本大震災復興特別区域法第二十八条第二項第三号に規定する復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行の日前に都道県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は旧昭和四十八年改正法附則第三条第一項の規定による届出であって施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第四十八条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項第三号中「第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林」を「第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林若しくは同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前項第二号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の指定の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第四十九条　東日本大震災復興特別区域法の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第九号中「第二十六条の二第四項各号のいずれか」を「第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。